

大阪市立梅香中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「学ぶ心・強い心と体・美しい心」育成のために「梅香中学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全教職員が日常的にいじめの問題について触れることで、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を、学校全体に醸成していく。
- (2) 生徒一人ひとりと教職員が温かな心のつながりをもつことで、生徒の心を開かせるとともに、保護者とも連絡を密にとることで、学校と家庭が両輪となり、生徒の心を支えていく。
- (3) いじめを把握した場合、決して特定の教職員で抱え込むことはせず、速やかに組織的に対応し、全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得ながら、関係諸機関や専門機関とも連携し、早期解決を目指す。

3 いじめの未然防止についての取り組み

《基本姿勢》

いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ①人権教育・啓発推進計画に基づいた道徳授業の実践等を通じて、落ち着いた授業と学校生活を目指す。
- ②習熟度別学習やT.T.を実施することで、生徒の興味関心を引き出す授業体系を構築し、基礎学力の定着を図りつつ、「自ら学ぶ力」を獲得させる。
- ③校内での相互公開授業など、授業研究を充実させ、全教職員が分かりやすい授業を目指すことで、すべての生徒が授業への満足度を高めるようにする。

(2) 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①部活動や行事の中で、生徒自らが内容を検討するとともに、その運営にあたっても中心となって活動できる機会をもつことで、生徒一人ひとりが自己有用感を味わうことができるようになる。
- ②生徒一人ひとりと教職員が温かな心のつながりをもちつつ、各学級においてお互いに支えあい学びあう仲間づくりを進めることで、すべての生徒に人とのつながりや支えられていることから生まれる充足感をもてるようにする。
- ③生徒が所属する集団の中で、さまざまな役割分担を行い、それが他の人を支えつつ自らの支えともなる意義を体感できるようにする。
- ④アンケート調査等をもとに、定期的に教育相談活動を実施し、その中で教職員が生徒一人ひとりの言葉を丁寧に傾聴することで、すべての生徒が安心して心を開き、素直に悩みの相談ができる雰囲気を作る。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①道徳教育の中で、支え合うことの大切さに気付かせるとともに、命の大切さや互いを思いやることの大切さを理解させ、いじめを許さない心の育成を図る。
- ②生徒自らがいじめの問題について学び、そのような問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。その中で、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」といった考え方が誤りであることを学ぶ。
- ③ネット上の不適切な書き込みは、名誉棄損やプライバシー侵害といった不法行為の危険性が高いこと、面白がってそれに加わってしまったとしても、それが不法行為となり責任を負うことになる場合もあると理解させる。そのような不適切な書き込みを発見した場合は、ただちに大人に連絡できる生徒の育成を目指し、情報モラル教育の充実を図る。

4 いじめの早期発見についての取り組み

《基本姿勢》

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からかかわりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) 定期的ないじめ調査アンケートや学期に1回の教育相談を実施する。また保護者とも連絡を密にとり、教育相談の内容も伝えやすくするとともに保護者が気づいたささいな変化についての情報も、学校と保護者が共有できるようにする。
- (2) 昼食時や休み時間、放課後の雑談の中などで生徒の様子に気を配り、交友関係の把握に努める。何らかの変化が認められる場合は、その詳細について記録し、情報共有することで全教職員が見守っていく体制を速やかに形成する。
- (3) 特定の生徒グループ内で行われているいじめは、被害者からの訴えがなく、周囲も見逃しやすい。グループ内にいじめがあるとの情報が得られた場合、速やかに事実確認するとともに、グループの動向に注意する。

5 いじめの早期解決についての取り組み

《基本姿勢》

発見・通報を受けた場合には特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもとで毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめを認知した場合の指導の流れは、以下の流れを基本として迅速に対応する。

- ①訴え・相談、気づき
- ②学級担任や学年団、部活動顧問等による聞き取り
- ③管理職、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任等に報告
- ④いじめ対策委員会で指導方針の決定
- ⑤被害生徒への支援、加害生徒への指導
- ⑥被害生徒・加害生徒の保護者への連絡（謝罪をどうするかなど）
- ⑦学級・学年・部活動等での全体指導

(2) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導のあり方に注意する。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や周囲で見ていたりはやし立てたりしている生徒を容認するものにはかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるものであることに充分留意する。

(3) いじめる生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、充分な効果をあげることができない場合やいじめが犯罪行為として認識できる内容となっている場合には、心理や福祉の専門家・警察署といった外部諸機関に通報し、適切に援助を求める。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ①以下のメンバーで、「いじめ対策委員会」を組織する。
管理職、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任、養護教諭
※事案に応じて担任や部活動顧問などを加える。
- ②「いじめ対策委員会」の役割は、以下の通りとする。
 - ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成、実行、修正を行う。
 - ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動にかかる情報の収集や記録そして共有を行う。
 - ・いじめの疑いに係る情報があった場合に緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒の聴取内容の集約、指導および支援方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

- ①定例として各学期の終わりに開催する。また、いじめ案件により緊急開催する。
- ②いじめの実態調査
 - ・生徒対象のいじめアンケート調査、教育相談 学期に1回、年3回
 - ・保護者対象のアンケート調査 年1回
- ③いじめ防止にむけた教職員の校内研修会の実施（生活指導研修会、人権教育実践研修会）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく一助とするため、学校ホームページや学年・学級通信などで啓発に努める。
- ②情報端末を媒体として、生徒の交友関係は拡大の一途をたどっていることから、生徒指導主任を中心に学校間の連携を密にし、ネット上でのいじめの早期発見と早期対応に努める。またネット上でのいじめが、学校単独で対応することが困難と感じた場合、大阪市教育委員会と相談しながら警察署等の専門機関の援助を求める。

(3) 取り組み内容の検証

- ①「いじめ対策委員会」は、各学期の始業式の打ち合わせにおいて、管理職からいじめ防止基本方針を全教職員に再確認する。そして終業（修了）式前後の「いじめ対策委員会」でいじめ対応等が適切であったかどうかの検証をし、その後の打ち合わせで全教職員に共通理解を図る。
- ②「学校運営に関する計画」が、いじめ防止に有効な内容であったかどうかの自己評価を公表することで、それに対する学校協議会を中心とする学校関係者評価を求める。

7 いじめ重大事案への対処

- (1) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合（ただし、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く。）、速やかに大阪市教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。
- (2) 学校が抱え込むことによって、事態が深刻化するがないよう、大阪市教育委員会の指示のもと、警察署その他の専門機関の援助を求める。
- (3) 学校の対応は、「隠蔽しない」「誠意ある対応に努める」「外部対応窓口は管理職に一本化」を意識することで、信頼の維持や回復に努める。
- (4) 個人情報を除くいじめへの学校対応の記録は、すべて公開の対象となることから、調査組織の設置や調査によって明らかになった事実関係について明確にしておく。
- (5) 被害生徒およびその保護者の不安を払拭することを第一に考え、誠意をもって対応し、求められている情報提供についても、隠蔽することなく提供する。